

## 期間延長請求書[期間徒過後](様式記載見本)

特許  
印紙

(4, 200円)

【書類名】 期間延長請求書(期間徒過)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】特許庁長官 殿

(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【請求人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【請求の内容】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 商標法第77条第1項において準用する特許法第5条3項の規定により、期間経過後の請求によって延長できる期間は、一回の2月のみです。

(注4) なお、本手続は暫定拒絶通報(拒絶理由通知)で指定された期間経過後(期間満了前の延長請求により1ヶ月延長がなされた場合はその期間経過後)2月以内に限り提出することができます。

(注5) 2022年1月1日以降に発送された審査段階における暫定的拒絶通報に対して、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません。

(注6) 電子特殊申請の場合は、最後に【手数料の表示】欄を設け、予納台帳を利用する場合は【予納台帳番号】及び【納付金額】、電子現金納付の場合は【納付番号】、口座振替の場合は【振替番号】及び【納付金額】、指定立替納付の場合は【指定立替納付】及び【納付金額】を記載してください。